平成２６年（フ）第６５９号
北九州市小倉北区高坊１丁目11番５―201号
債務者　山本理絵子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５号
宮城県石巻市和渕字牡丹窪182番地　牡丹住宅Ａ棟、前住所宮城県石巻市桃生町城内字舘下46番地
債務者　千葉　智貴
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１０３５号
札幌市豊平区福住１条６丁目10番２号
債務者　菅崎　正治
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５３号
札幌市中央区宮の森３条12丁目７番34号　メイゾン宮の森302号
債務者　越後谷洋子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３２号
北海道江別市野幌住吉町22番地の16　レオパレス野幌202
債務者　佐々木政夫
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４０号
札幌市豊平区美園５条４丁目３番６号　高橋セツ子方
債務者　岡田眞規子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２９７号
札幌市東区北30条東１丁目５番11―202号
債務者　齋藤　誠康
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
北海道帯広市西１条南30丁目11番地１　コーポすずき202
債務者　草野美紀子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第２地割25番地１
債務者　小野家敏史
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第６９０号
仙台市泉区南光台７丁目23番６号
債務者　広沢　利貴
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７１５号
仙台市太白区四郎丸字新田86番地の18
債務者　斎藤　　完
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
福島県喜多方市塩川町字身神281番地13、前住所福島県喜多方市塩川町字藤ノ木22番地　ベアティ・ドムス201号
債務者　渡邉　大輔
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2361番地21
債務者　林　　春美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４３号
群馬県前橋市天川原町１丁目30番地８　セン チュリー美原３－Ａ号
債務者　宮本　佳枝
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４９号
群馬県伊勢崎市中町21番地２　メルシャン中町13
債務者　佐藤　泰子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８８号
静岡県伊豆市柳瀬605番地の３
債務者　清名留美加
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
静岡県御前崎市塩原新田628番地の４
債務者　田熊　則昭
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係